

高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱一部改正新旧対照表

改正後(新)	現 行 (旧)
<p>第1 略</p> <p>第2 資金の貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 貸付対象者 本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認められる者 <u>並びに県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がある者</u>を除く。</p> <p>(以下略)</p> <p>第3～第10 略</p> <p>附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</u></p> <p>第1号様式～第5号様式 略</p> <p>第6号様式（農業経営負担軽減資金利子補給契約書）</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(利子補給金の支払)</p> <p>第8条 甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までにこれを支払うものとする。</p> <p>2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、<u>この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大</u></p>	<p>第1 略</p> <p>第2 資金の貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 貸付対象者 本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認められる者を除く。</p> <p>(以下略)</p> <p>第3～第10 略</p> <p>附 則 略 <u>(新設)</u></p> <p>第1号様式～第5号様式 略</p> <p>第6号様式（農業経営負担軽減資金利子補給契約書）</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(利子補給金の支払)</p> <p>第8条 甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までにこれを支払うものとする。</p> <p>2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、<u>年〇パーセントの割合をもって</u>計算した遅延損害金</p>

臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。

3 略

第9条～第16条 略

第7号様式 略

別紙（要綱第2の1関係）

別紙（要綱第2の1関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県農業経営負担軽減支援資金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること、関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
・農業改良資金貸付金償還金
・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

住所・所在地
氏名

を乙に支払うものとする。

3 略

第9条～第16条 略

第7号様式 略

（新設）